

「ユーロ導入後 の EU 経済」

平成14年12月14日

京都大学岩本ゼミナール

構成

1. はじめに
2. 最適通貨圏の理論
 - (1) 最適通貨圏の理論について
 - (2) Krugman 仮説
 - (3) Frankel and Rose 仮説

- (4) 結論
- 3. マクロ経済政策
 - (1) 財政政策 (2) 金融政策 (3) 総括
- 4. 労働市場
 - (1) 労働市場の動向 (2) 失業の根本的解決の為の政策 (3) 結論
- 5. 地域間格差
 - (1) 地域間格差拡大のメカニズムと現状分析 (2) EU財政と経済格差
- 6. 東欧のEU加盟
 - (1) EU化にともなう経済構造の変化 (2) ユーロへの影響 (3) 今後の課題
- 7. 最後に
 - (1) 今後のEU経済 (2) 共通通貨導入に対する教訓

1. はじめに

EMU（経済通貨同盟）は第一段階の市場統合、第二段階のマクロ経済政策協調の強化を経て、1999年に、ユーロを非現金分野に導入し、2002年に現金通貨の流通を導入することで第三段階へと移行し、最終的に完成をみた。

しかしながら、参加国は収斂4条件（物価・金利・為替相場・健全財政）を完全に満たさないまま、ユーロを導入し、財政政策を安定成長協定のもとで、構成国の主権に委ねたまま、しかもEU財政の拡大によるユーロ域経済の安定措置もとることなしにEMUはスタートした。また、ユーロ創出の過程で構造的失業や地域間格差といった従来の問題は改善されたわけではない。

本稿では、ユーロ導入後のEU経済について論じる。構成は以下の通りである。

最適通貨圏の理論についてサーベイを行った後（第2章）、ユーロ域におけるマクロ経済政策（第3章）、労働市場・生産市場における分析を行い（第4章）、地域間格差について論じる（第5章）。東欧のEU加盟を論じた後に（第6章）、今後のユーロ経済の若干の展望を述べ、ユーロの経験から得られる共通通貨導入のインプリケーションを示す（第7章）。

本稿の分析から得られた結論を先取りして紹介する。

第2章では、従来を経済構造を所与とした最適通貨圏の理論とは異なる、共通通貨導入後の経済構造の変化もふまえた最適通貨圏の理論を紹介する。その結果、ユーロ域は最適通貨圏として機能してきていることが示されると同時に、モデルにおいては説明されていない

い要件もあり、さらなる分析が必要であることが示される。

第3章では、EMUにおけるマクロ経済政策について財政政策と金融政策についての分析を試みた。安定成長協定のもとの財政政策はきわめて硬直的であり、十分な経済安定化機能を有していない。金融政策についても政策波及効果が異なるために各国ごとにインフレ率が異なり、実質金利に格差が生じ、ユーロ圏内で非対称な経済パフォーマンスを生み出している。安定的な金融システムの構築とともに財政政策に関してはより柔軟な制度構築が必要である。

第4章では、労働市場について論じた。ユーロ域では構造的失業が問題となっているが、ユーロを導入したからといって必ずしも解決したわけではない。硬直的であるといわれた労働市場は柔軟化してきてはいるが、根本的に解決するためには雇用創出型のリーディングセクターを生み出すとともに地域間格差を解消することが必要である。

第5章では地域間格差について論じた。単一市場・単一通貨のもとで、地域間格差は拡大してきている。貿易面と直接投資面からのアプローチで地域間格差拡大のメカニズムの説明を試みた。さらに地域間格差の是正を目的の一つとするEU財政はその目的を十分には果たしていないことが明らかとなる。そして、今後も地域間格差が是正される可能性はきわめて低いことが示される。

第6章では、東欧のEU加盟が今後のユーロ圏に対してどのような影響を及ぼすかについて論じた。今後の東欧の経済成長は直接投資や貿易構造の変遷などを通じて一層促進される一方で、東欧のEU加盟が現ユーロ加盟国にとっては、必ずしも望ましくはない事が示される。

第7章では、まとめとして、それまでの議論において示された問題点、すなわち硬直的なマクロ経済政策・労働市場の問題・地域間格差が相互に関連していることを指摘し、問題の解決策として①地域間格差を是正するためのEU財政の拡充 ②新たな雇用を生み出す競争力のあるリーディングセクターの育成 ③安定成長協定の弾力的な運用と集権的な財政政策の協調性、が必要であることを提示する。また、共通通貨の導入は必ずしも特効薬とはならず、最適通貨圏の理論に基づいて論じる際には、経済構造の変化も踏まえた分析が必要である。

2. 最適通貨圏の理論 (Optimum Currency Area Theory)

(1) 最適通貨圏の理論について

EU (当時は EC) において、最初の通貨統合計画が提案されたのは 1970 年であるがそれに先立つ 60 年代、マンデルは、通貨統合を実現するための条件について「最適通貨圏」の理

論を展開した。それ以来、様々な通貨統合論が展開されてきたが、多くの「最適通貨圏」の理論に共通する点は、経済構造を与件として通貨統合の成否を論じることにある。しかし、現実には、通貨統合が経済構造に影響を及ぼすという逆の関係も観察される。本論では、ユーロの導入が今後 EU の経済構造にいかなる影響を及ぼしうるかについて二種類の相反する仮説を提示する。

Frankel は通貨統合によるベネフィットを分析する決定的な要素として、経済の開放度、すなわち参加国間における貿易の依存度、と賃金の相関を挙げている。高いレベルの経済開放度、あるいは賃金相関を有する国同士は共通通貨を導入する方が、より望ましいとされる。下図において、トレード・オフの下線 (OCA line) は経済の開放度と賃金相関の組み合わせによる最適通貨圏 (Optimum Currency Area) としての分岐点を表している。すなわち、右側が共通通貨を導入する方が望ましい通貨圏を示し、左側が独立して自国の通貨を保持する方が望ましい通貨圏を示している。

図の挿入

市場統合からの現在に至るまで、ユーロ圏経済の開放度は大きく、域内貿易比率も年々上昇してきており、ユーロの導入によって、取引費用や為替コストが低下することにより、今後一層、経済の開放度は大きくなると考えられる。

しかしながら、共通通貨の導入とともに経済の開放度が大きくなるに従って、賃金相関が上昇するか、低下するかについては見解が分かれており、それぞれに異なるインプ리케이션が導かれる。

(2) Krugman 仮説 (Krugman specialization hypothesis)

これから展開される議論は、Krugman (1993) による、立地論・貿易論からのアプローチである。単一通貨の導入が域内貿易をより一層円滑化させ、金融市場の統合とともに域内経済がより一層統合されていくのであれば、各国はそれぞれが比較優位を有する財・サービスに特化すると同時に、各国において規模の経済をより一層促進させるというロジックに基づいている。結果として、単一通貨参加国の多様性は失われてゆき、非対称的ショックに対してより脆弱になると同時に国々の賃金相関は低下してゆく。

このとき、経済の開放度の増大は共通通貨を導入した国を、下図において点1から点2へと移動させる事になる。この結果、ある参加国にとってはユーロ圏は最適通貨圏ではなくなってしまう可能性がある

(3) Frankel and Rose 仮説 (endogeneity of OCA hypothesis)

最適通貨圏の内生化(Endogeneity of OCA)という概念は Frankel and Rose(1997)によって展開されている議論である。通貨統合が為替リスクの消滅を通じて取引費用を減少させるとともに、域内における直接投資をより一層加速化させ、輸出入が増大することにより、投資や貿易を経由して技術資本が移転波及し、各国の経済構造や景気循環が同質的となり、経済の開放度とともに賃金相関が高まるというロジックに基づいている。

下図は、当初点1にあった国々が、EUを形成することにより点2へと移行し、EMUの形成によって共通通貨を導入する事で、賃金相関と経済の開放度がより一層高まり、点3へと移行し最適通貨圏となった事を示している

この議論から導かれるインプリケーションは、最適通貨圏を満たす要件が内生的であるのであれば、たとえ、どのような経済構造であれ、共通通貨導入前はその要件を満たしていなくとも、導入後には、その要件が満たされる可能性があるということである。

(3) 結論

1992年の市場統合完成以降、ユーロ域において一貫して進行しているのは、域内貿易の増加、特に産業内貿易の増加である。同時に、多くの直接投資が周縁諸国に流入し、キャッチアップを達成するとともに、域内諸国の産業構造の類似化が促されつつある。

また多くの実証結果を踏まえると、通貨統合によって、より一層域内貿易は促進され、物価や産出の連動性は高まってきている。したがって、これまでの議論に従えば Krugman 仮説は支持されず、Frankel and Rose 仮説が支持されるという結論が導かれる。

しかしながら、このような最適通貨圏の内生的条件は有用な分析フレームワークであるが、Frankel 自身も認めている様に、最適通貨圏の内生化の議論は、モデルで示されている様に決して直線的なものではなく、また経済の開放度と賃金相関のみに限定して論じられるべきではない。また、国家レベルでの分析となっているが、より厳密な地域レベルでの分析が必要であろう。したがって、以降は、各国のマクロ経済政策や労働市場について分析を行い、また国家レベルだけでなく、下部構造の地域レベルへと分析対象を拡大する。

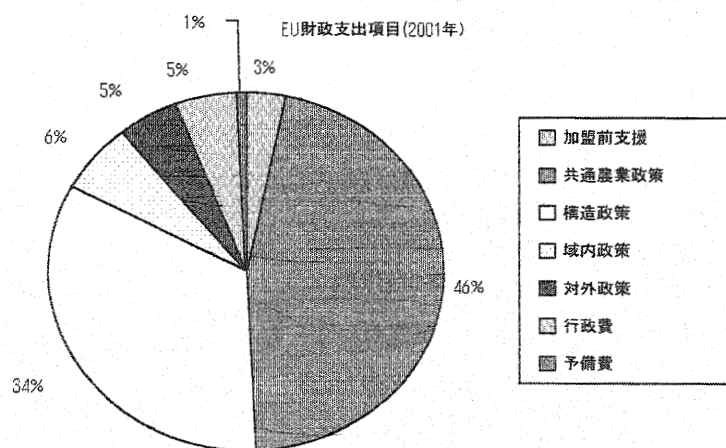
3. マクロ経済政策

EMU（経済通貨同盟）という制度において、マクロ経済政策は金融政策は集権的である一方、財政政策は安定成長協定のもとで分権的である。安定成長協定は各国の財政政策を制限するためのルールであるが、スタートしてまだ3年であるのにも関わらず、ドイツとポルトガルが安定成長協定に抵触することが明らかになった。また、単一市場の下での金融政策も様々な問題点を抱えている。本論では財政政策と金融政策に関して分析を行う。

(1) 財政政策

①ユーロ圏における財政政策

ユーロの導入に伴い、各国は自国の金融政策を放棄することとなった。金融政策が自国ではなく、ユーロ域全体に対して発動される以上、金融政策とのポリシー・ミックスを行う事は不可能であり、各国に自国のリセッションに対応するために残されている政策手段は財政政策のみとなる。また、財政の十分な安定化機能を得るためには、財政政策発動の規模を拡大する、もしくは、EU 財政に EU レベルでの安定化機能を持たせるということを行う必要がある。



しかし、EU 財政の目的は経済安定化ではない。EU 財政の規模は EU の GDP 比 1.2% 程度の規模であり、EU の予算配分を見れば明らかなように、農業政策と格差是正を主な目的としている。従って、リセッションからの回復のためには、自国の財政政策発動の規模を拡大する事が必要となる。しかしながら「安定成長協定(Stability and Growth Pact)」によって、各国の財政政策は制限されている。

以下では、安定成長協定の概要、安定成長協定に対する是非、現状とこれからの展望について論じる。

②「安定成長協定(Stability and Growth Pact)」の概要

「安定成長協定」によって定められたことは以下の通りである。

- ・ 各国の一年の財政赤字を各国 GDP の3%以内に収める。
- ・ 中期的には財政均衡を目指す。
- ・ 3%を超えないように予防措置を取り、また3%を超える赤字が認定された場合は事後的に制裁措置を取る。
- ・ 3%を超えると、「過度の赤字」と認定され、制止措置を取ったあと、それでも赤字が是正されない場合、制裁措置が発動される。
- ・ ただし例外的に深刻なリセッション期や、「過度の赤字」が一時的な場合には、制裁措置は発動されない。

③安定成長協定 (SGP) の是非

現状の安定成長協定についての肯定的な意見としては、以下の理由が挙げられる。

【各国の財政規模は対GDP比50%程度と大きく、財政赤字を伴った拡張的な財政政策を発動しなくとも、自動安定化装置としての機能は十分に働くと考えられる。また、逆に過去の事例から「過度の赤字」に認定されるようなケースはまれである。】

【財政の健全化こそが、インフレなき持続的経済成長を実現する。また、小さな政府を強調する事で、歳出項目が絞り込まれ、非効率的な福祉、公共事業や補助金の削減が行われる。財政赤字の縮小は長期金利の低下をもたらし、政府から民間への投資増大の素地を作る。】

このように、マネタリスト的な観点から、安定成長協定は擁護されているといえる。

しかし、現状に鑑みて、現在の「安定と成長の協定」によって縛られた各国の財政政策は自動安定化装置としての機能を十分に果たしているとは言い難い。その理由として、以下のことがあげられる。

【財政赤字は、プライマリーバランスにおける財政収支 ($G - T$) と公債の利払い費にともなう支出 (R) に分けられ、ユーロ域において許される財政赤字は安定成長協定に従えば、

$$G - T / GDP + R / GDP \leq 0.03$$

と表される。ユーロ参加国の多くは、公債利払い費が極めて大きい。そのため、安定成長協定で定められた「3%ルール」を守るためには、プライマリーバランスを（歳出をカットしてでも）黒字にせざるを得ない。よって、拡張的な財政政策発動の余地はない。また、

不況時には税収の減少が予想されるが、その際、「3%ルール」を守るためには更なる歳出の削減あるいは増税が必要となる。

各国の一般政府の財政収支・プライマリーバランス・公債利払いの対GDP比率（単位：%）

	1998	1999	2000	2001
ベルギー				
財政収支	-0.7	-0.5	0.1	0.4
プライマリーバランス	6.8	6.5	6.9	6.9
公債利払い	7.5	7.2	6.8	6.5
ドイツ				
財政収支	-2.2	-1.5	1.1	-2.8
プライマリーバランス	1.4	2.0	4.5	0.5
公債利払い	3.6	3.5	3.4	3.3
ギリシャ				
財政収支	-2.5	-1.9	-0.8	0.1
プライマリーバランス	5.3	5.3	6.1	6.3
公債利払い	7.8	7.2	6.9	6.2
スペイン				
財政収支	-2.7	-1.1	-0.6	-0.1
プライマリーバランス	1.6	2.4	2.7	3.0
公債利払い	4.3	3.5	3.3	3.1
フランス				
財政収支	-2.7	-1.6	-1.3	-1.4
プライマリーバランス	0.9	1.7	1.9	1.8
公債利払い	3.6	3.3	3.2	3.2
アイルランド				
財政収支	2.4	2.2	4.4	1.5
プライマリーバランス	5.8	4.5	6.5	3.1
公債利払い	3.4	2.3	2.1	1.6
イタリア				
財政収支	-2.8	-1.8	-0.5	-2.2
プライマリーバランス	5.2	5.0	5.9	4.1
公債利払い	8.0	6.8	6.4	6.3
ルクセンブルグ				
財政収支	3.1	3.6	5.6	6.1
プライマリーバランス	3.4	3.9	5.9	6.4
公債利払い	0.3	0.3	0.3	0.3
オランダ				
財政収支	-0.8	0.7	2.2	0.1
プライマリーバランス	4.1	5.1	6.1	3.6
公債利払い	4.9	4.4	3.9	3.5
オーストリア				
財政収支	-2.4	-2.3	-1.5	0.2
プライマリーバランス	1.4	1.3	2.0	3.6
公債利払い	3.8	3.6	3.5	3.4

ポルトガル				
財政収支	-2.6	-2.4	-2.9	-4.1
プライマリーバランス	0.9	0.8	0.3	-1.1
公債利払い	3.5	3.2	3.2	3.0
フィンランド				
財政収支	1.3	1.9	7.0	4.9
プライマリーバランス	4.9	5.0	9.9	7.6
公債利払い	3.6	3.1	2.9	2.7
Euro area				
財政収支	-2.2	-1.3	-0.8	-1.3
プライマリーバランス	2.5	2.9	3.2	2.6
公債利払い	4.7	4.2	4.0	3.9

(出所) Eurostat より作成

】

【財政の歳出項目において、社会保障や労働給付に関係する義務的経費である雇用者所得 (compensation of employees) や経常移転 (current transfer) のしめる割合が多大でありその支出が予算を圧迫し、3%ルールに縛られた安定成長協定下において、景気を刺激するための財政政策の余地はきわめて限定されている。

Euro area の各国財政に占める Compensation of employees と Current transfer の推移
(as a % of GDP)

	Total	Compensation of employees	Current transfer	Others
1992	52.3	11.4	25.6	15.3
1993	53.7	11.6	26.6	15.5
1994	52.7	11.3	26.5	14.9
1995	52.2	11.2	26.1	14.9
1996	52.2	11.2	26.6	14.4
1997	50.9	11.0	26.2	13.7
1998	49.9	10.7	25.9	13.3
1999	49.6	10.7	25.8	13.1
2000	48.8	10.5	25.5	12.8
2001	48.6	10.5	25.4	12.7

(出所) ECB 】

【集権的な財政政策の協調性の欠如(またはそれを行うための機関の不在)により、不況国に対する速やかな資金移転が行われることはない。】

【2006年度目標の財政均衡目標(財政を黒字あるいは均衡にする)は、現時点で財政均衡状態に達していない国(ドイツ、フランス、イタリア、ポルトガル)に対して、景気下降局面においても、今後さらなる緊縮財政を課すこととなる。上記のコア諸国の経済規模はユーロ圏のGDPの70%をしめているため、これらの国々(特にドイツ)がユーロ圏全体に

与える影響は計り知れない。

ユーロ加盟国のGDP規模とユーロ圏全体に占める割合（100万ユーロ、％）

ドイツ	2071200	30
フランス	1463722	21
イタリア	1216694	18
スペイン	651641	10
オランダ	429172	6
ベルギー	256591	4
オーストリア	210161	3
フィンランド	135976	2
ギリシャ	130926	2
ポルトガル	122901	2
アイルランド	115352	2
ルクセンブルグ	21510	0.3

（出

所）Eurostat

】

現状の「安定と成長の協定」に縛られた財政は、ユーロ圏全体の観点からとらえると、決して望ましいとはいえず、財政に求められる安定化機能の役割を十分に果たしていないといえよう。

④今後の展望

域内の労働力移動が少ないEUにおいて単一金融市場が導入された結果、経済の安定化を行う手段として財政政策の重要性が増している。金融政策とのポリシーミックスが行えないことから、十分な機能を財政から得るためには、二つの方策が考えられる。すなわち、（I）各国の財政政策に対する制限を柔軟化する。

（II）財政連邦主義の考え方に沿ってEU財政を拡大する、あるいは集権的な財政政策の協調性を確立する

後者においては、EU財政の規模を現在の規模に比べて拡大し、リセッションの兆候を見せた国に対し速やかに支援を行えるような基金を作ることによって、EU財政に経済安定化機能を組み込むことが考えられる。しかし、EU財政の性質から考えて、現実的とはいえない。また集権的な財政政策を実行するには政治的統合が必要であろう。しかしながら、その実現にはかなりの年月を要すると考えられる。

従って、現状においては前者の安定成長協定を柔軟化するという方策が考えられる。すなわち、3%ルールを制限を緩める、あるいは景気循環に応じた裁量的な財政政策を発動できるように財政赤字ではなく政府の債務残高に対して制限を設けたり、各国の財政状況に応じて債務削減の具体的手法に焦点を当てるなどの対応が必要であろう。

(2) 金融政策

①ECB（欧州中央銀行）の金融政策

ここでは、まず ECB の金融政策を概観し、現在の運営状況を検討する。

(I) フレームワーク

ECB の金融政策は、特定国・地域に対しては発動されず、ユーロ域全体に対して発動される。ECB（欧州中央銀行）の最終的な経済目標は、「物価安定」である。物価安定の目安として、HICP（消費者物価指数）上昇率が中期的に2%以内という参照値を掲げている。この経済目標を達成するために、中間目標となる目安が用いられる。これは二本の柱戦略（two pillars strategy）と呼ばれ、①first pillar=M3 の増加率を4.5%以内に抑える、②second pillar=幅広い指標による物価安定にとってのリスク評価を行う、というものである。但し、これらの2%や4.5%といった値は参照値に過ぎず、乖離しても機械的に政策対応するものではない。

(II) ECB の政策手段と運営状況

上記の中間目標、経済目標を達成するための ECB の政策手段は三つ存在する。

- ①公開市場操作：
 - i) 短期金利をコントロールする
 - ii) 金融政策のスタンスを市場関係者に示す
 - iii) 市中金融機関に対してリファイナンスを行うことにより市場の流動性を調節する。
- ②常設ファシリティ：オーバーナイトの資金を供給・吸収し、翌日物コールレートの上限と下限を画することにより、金融政策スタンスに関するシグナルを発する。
- ③最低準備制度：圏内の各金融機関に対して、参加国中央銀行への最低準備の積み立てを求める。期間と条件はユーロ圏内では一律2%で固定されている。短期金融市場金利の安定化を目的とする。

上記のフレームワーク・政策手段に基づいた ECB の金融政策実施状況であるが、現在のユーロ域内で顕著に確認されることは、物価安定を達成するための中間目標の指標である M

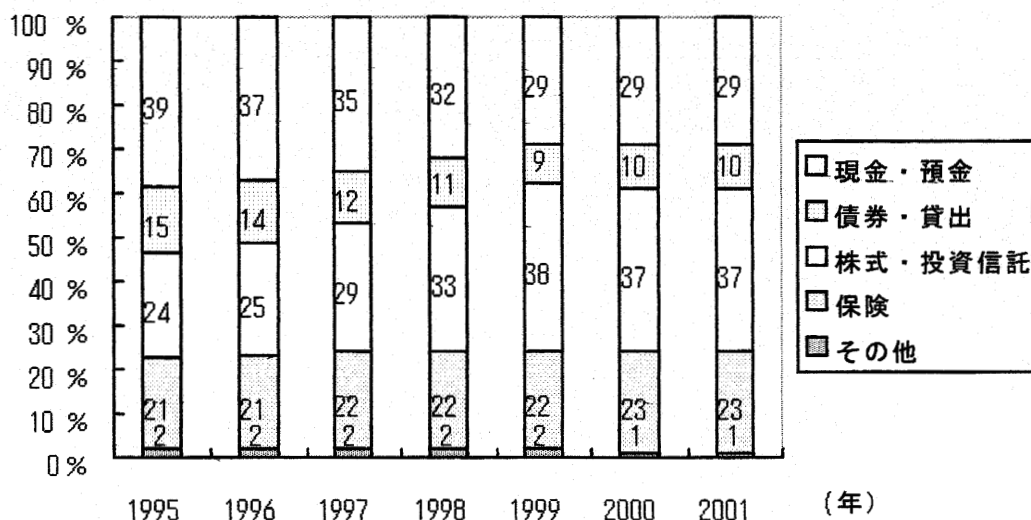
3が年々上昇し続けているということである。2001年初めには4%を下回る水準であったが、同年末には前年比8.2%まで上昇し、2002年4-6月も7.4%と高止まり、ECBの4.5%という参照値は達成されていないが、ユーロ圏におけるHICPは2%前後の水準を保ち、物価の参照値はほぼ達成されている。

②ユーロ導入にともなう各主体・金融市場への影響

(1) 各経済主体への影響

家計では、保有していた預金、債券などから、投資信託、株式などの証券や保険にシフトする傾向が顕著である。これは90年代の金融市場改革によるところが大きく、またヨーロッパの家計が資産運用に関して、以前よりもリスク受容的なスタンスをとり始めたことを示している。

家計における金融資産構成の推移



資料：ECB Monthly Bulletin, August, 2002

企業では、市場統合による価格差縮小と価格低下により、企業間競争が激化し大型のM&Aが急増した。また域内でのクロスボーダー直接投資が拡大し、労働コストの安い国への生産拠点の移転が進展している。労働コストの高い国では、産業の空洞化が問題となる一方で、硬直的であった労働市場が改革されようとしている。また欧州の企業で従来主流であった内部金融による資金調達、次第に外部金融へと移り、資金調達手段が多様化してきている。

最後に金融機関であるが、企業の資金調達が間接金融から直接金融へシフトするにつれてすでに飽和状態にあった金融機関同士の競争が激化することになった。同一業種や異業種、また国内のみならずクロスボーダーのM&Aや提携を通じて、現在欧州レベルでの金融機関の再編・淘汰が進行中であり、かかる競争と再編・淘汰のプロセスを通じて、ユーロ域内の金融システムの効率性が促進されてきている。

(II) 金融市場への影響

ユーロ導入後、国境を越えた市場間の連携やネットワークの進展は確実に進展している。まず短期金融市場は、各国の金利差がほとんど存在せず、もともと統合が進展している市場といえる。

債券市場では、「安定と成長の協定」の財政赤字3%枠により、各国政府が発行する国債が減少したことにより国債の利回りが低下し、ユーロ域内の投資家はより高い運用利回りをもとめて、国債から社債や抵当債券の購入を増やした。結果としてユーロ建て債券の多様

化が促進され、市場としての厚みが増してきている。しかし、クロスボーダーの証券決済システムが未整備であり、今後はインフラ面での整備が課題となろう。

株式市場では、規制緩和や債権利回りの低下を背景として、株式投資が拡大するなど投資か行動にも変化が見られ、取引規模が増大してきている。それに伴い、証券取引所の連携および統合が進められ、再編が促進されてきている。

③課題・問題点

(I) 実質金利格差

一元的な金融政策によって、各国の名目金利は同一となった。しかし、インフレ率は各国ごとに異なるため、実質金利は各国ごとに最高2.25（ドイツ）から最低-0.55（ギリシア・ポルトガル）とかなりの格差がある。2002年9月時点）。このような実質金利の格差は、各主体の資金調達行動を通じて、経済成長率や失業率の各国間格差となって顕れている。すなわちアイルランドやスペインなどのような高インフレ・高成長・低失業国が存在する一方で、ドイツやフランスなどのように低インフレ・低成長・高失業国が存在するというあらたな格差を生みだしている。

表：各国の実質利子率の格差

	名目利子率	インフレ率	実質利子率
ベルギー	3.25	1.2	2.05
ドイツ		1.0	2.25
ギリシア		3.8	-0.55
スペイン		3.5	-0.25
フランス		1.8	1.45
アイルランド		4.5	-1.25
イタリア		2.8	0.45
ルクセンブルク		2.2	1.05
オランダ		3.7	-0.45
オーストリア		1.6	1.65
ポルトガル		3.8	-0.55
フィンランド		1.4	1.85
ユーロ平均		2.1	1.15

出所：Eurostat, ECB統計データより作成（単位%、2002年9月資料）

(II) 金融政策の波及効果、規制、税制の程度の格差

金融政策を行う際に重要であるのが、各国における金融政策の波及効果であるが、ユーロ

域においては一元的な金融政策に対して、波及効果が異なっていることが下図に示されている。金融政策の効果の違いは、生産量・インフレ率・失業率などの多様な分野に生じる。ここでは特にインフレ率と失業率が逆相関であるという、フィリップス曲線を前提としている。

それによると失業のインフレ率に対する弾力性が、各国ごとにばらついており、このことから各国における金融政策の弾力性が異なることがわかる。

また弾力性のみならず、経済構造が異なる各構成国は、それぞれの規制・税制を有しており、それらの制度を統合することは難しい。こうした差異は収斂の方向に進められようとしているが、各国間の相違は依然として存在している。

(Ⅲ) 金融機関の監督

現在、ユーロ域全体での金融システムの健全性を確保する金融監督はEUにもユーロシステムにも存在せず、金融監督は各国の当局に委ねられている。しかし、クロスボーダー取引の増加・金融機関の買収や合併が国際的な規模で行われる中で、ユーロ域の金融の不安定性は増大しており、ユーロ域全体での包括的な監督体制が望まれる。

(Ⅳ) 「最後の貸し手」機能

EU 経済は、ユーロ参加以前に数度の金融危機を経験した。共通通貨を有するようになった現在、ユーロの信認維持のためには「最後の貸し手」が整備されていることが重要である。EU においては、公的当局による銀行救済策は構成国で異なり、それでは金融危機管理についての各国間差異は各国市場の公平性に差異を生じさせてしまう。ここで検討されるべきは、ECB による「最後の貸し手」機能の実現であるが、そのためには上で述べた金融機関の監督の権限を ECB に委ねることが必要であるだろう。

以上のように、ユーロ導入は金融市場において新たなインパクトを与えるものであった。しかしこのインパクトによる成果が十分発揮されるには、安定的な金融システムの整備が不可欠であり、EU 財務省やEU レベルでの健全性規制当局をもたない EMU が安定したユーロを維持できるかどうかは今後の課題である。

③総括

財政政策と金融政策というポリシーミックスから考えた場合、安定成長協定の下で実行することは不可能である。ユーロ 12カ国の財政政策を調整する上での諸問題に対する最前の解決策は、欧州の政治的統合を達成することであろう。歴史的に見て大規模な通貨同盟が政治同盟を伴わなかった例はないのである。

しかしながら、そのためには現実的にはかなりの年月を要するため、ユーロ圏は当面、積極財政政策を実行する能力を実質的に縛り、それゆえ ECB にかかる政策調整の負担がより重みを増すという次善の結果への対応を余儀なくされると考えられる。

4. 労働市場

ここではEUの労働市場を概観する。ユーロ導入に象徴されるように金融市場の改革、統合が促され、国境を越えた取引が加速した。これまでとは異なる企業活動が生じ、当然のことながら労働市場にも影響を与えている。ここではEUの労働をめぐる現状について論じる。

(1) 労働市場の動向

90年代後半から2000年にかけてEU全体でみた失業率は、96年が11パーセント2000年が8.3パーセントというふうに低下の傾向が見られる。

	1961-70	1971-80	1981-90	1991-95	'96	'97	'98	'99	'00	1996-00
ベルギー	2.1	4.6	9.7	8.5	9.8	9.5	9.5	8.8	7.0	8.9
デンマーク	1.1	3.7	7.4	8.6	6	5.1	5.2	5.2	4.7	5.2
ドイツ	0.7	2.2	6	7.3	9	9.7	9.3	8.6	8.1	8.9
ギリシア	5.1	2.2	6.4	8.3	9	8.9	10.9	11.7	11.0	10.3
スペイン	2.5	5.4	18.5	20.9	22.2	21.3	18.8	15.9	14.1	18.5
フランス	1.8	4.1	9.2	11.1	12.3	12.5	11.8	11.2	9.5	11.5
アイルランド	5.4	7.7	14.7	14.5	12.3	11.7	7.5	5.6	4.2	8.3
イタリア	4.8	6.1	8.8	10.3	12	12	11.8	11.3	10.5	11.5
ルクセンブルグ	0	0.6	2.5	2.5	3.1	3.3	2.7	2.3	2.2	2.7
オランダ	0.9	4.4	8.5	6.4	6.6	6	4.0	3.3	2.8	4.5
オーストリア	2	1.6	3.4	3.8	4.1	4.2	4.5	4.0	3.7	4.1
ポルトガル	2.5	5.1	7	5.6	7.3	7	5.2	4.5	4.2	5.6
フィンランド	2	4.1	5.5	14.5	15.7	14	11.4	10.2	9.8	12.2
スウェーデン	1.7	2.1	2.7	7.5	10	9.9	8.3	7.2	5.9	8.3
イギリス	1.7	3.8	9.8	9.5	8.2	6.8	6.3	6.1	5.6	6.6
EUR15ヶ国	2.2	4	9	10.1	11	10.6	9.9	9.2	8.3	9.8
標準偏差	1.6	1.8	4.1	4.5	4.6	4.4	4.0	3.7	3.4	3.9
変動係数	0.7	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
上位3	0.7	1.4	2.9	4.0	4.4	4.2	4.0	3.6	3.1	4.2
下位3	5.1	6.4	14.3	16.6	16.7	15.9	14.1	13.0	11.9	13.0
比率	7.7	4.5	5.0	4.2	3.8	3.8	3.6	3.6	3.9	3.1

(出所) EC Commission, *European Economy*, data from 1961 to 1997, No. 63, 1997, p. 348-379,
date from 1998 to 2000, No. 72, 2001, pp. 118-119.

その失業率の低下の要因として挙げられるのが、労働市場の弾力化である。このことは、グローバルな競争の激化に伴い、雇用条件の変化に柔軟な対応ができるような環境が整いつつあるということを示している。

また、労働条件の変化について見てみると、臨時雇用者および、パートタイム雇用者に対する雇用規制が緩和されただけであり、終身雇用契約に関してはほとんど規制は変化がない。こうした規制緩和によってパートタイマーが増加したことが失業率を低下させることとなった一因と考えられる。

ただ、こうした改善策は抜本的な解決にはつながつたとはいえない。事実、失業率の推移をみても1970年代の失業率4パーセントに比べれば、失業率が低下したといっても依然として高失業率であることに変わりはない。

(2) 失業の根本的解決のための方策

では抜本的な失業の改善に結びつく要因は何であろうか。それは需給ギャップ解消につながる、雇用創出型の産業の育成であろう。こうした産業は民営化や規制緩和、すなわち国家プロジェクトの民間への移譲、新規の市場への参入といったことを通じて育成されていく。企業が新しい技術を開発して市場を開拓するために使うR&D、すなわち研究開発支出のGDPにしめる割合は、EU全体をみると、主要国の中では低い方である。

さらに、新しく事業を興す起業活動については、EUの主要国においてはあまり活発なものではなく、ベンチャー・キャピタル市場でハイテク産業に投入される資金をみると、アメリカが圧倒的でそれと比較すれば、EU全体では約5分の1程度である。

ハイテク産業におけるベンチャー市場の規模（1995年-2000年, 対GDP比）

これらの事からわかるように、新たに雇用を創出する競争力のあるリーディングセクター

を生み出すことはきわめて難しいといえる。また、ユーロ域における構造的失業の特徴として、長期的失業と若年失業率の高さが挙げられよう。長期的失業率が高い地域は、貧困地域に集中しており、そのような地域では、同時に若年失業率も極めて高い傾向にあり、地域間格差の解決が必要である。

(3) 結論

近年見られる失業率の減少は国際的な競争圧力激化に伴う雇用条件の弾力化、すなわち柔軟な労働市場が整備されつつある状況を反映したものである。それにあわせて社会保障費用の減少や労働組合の組織率の低下が見られる。

一方、雇用創出型の対策として教育や新規産業の育成が必要とされるが、小規模の R&D 支出、ベンチャー・キャピタル市場、それから起業活動の不活性といったことから、現時点で根本的に失業問題を解決するには至っていないということがいえる。

さらに、ユーロ域における失業として特徴的な、高い長期的失業率と若年失業率は地域間格差に密接に関連するが、その問題も解決されたわけではない。地域間格差の詳細に関しては次章で論じることとする。

5. 地域間格差

(1) 地域間格差拡大のメカニズムと現状分析

① 域内貿易の変容

域内貿易パターンの変容の基本特徴として次の3つに分類される。

(I) 一方向貿易

産業間貿易に分類され、輸出入に大きな重複がない製品の貿易。

(II) 双方向の、水平的に差別化された製品の貿易（双方向水平貿易）

産業内貿易に分類され、輸出入の単価に大きな違いがない（15%以下の相違）製品の貿易。

(III) 双方向の、垂直的に差別化された製品の貿易（双方向垂直貿易）

産業内貿易に分類され、輸出入の単価に差がある（15%超の相違）製品の貿易。

ユーロ域における域内貿易パターンの変容は次のようになる。

1980年に比べて、一方向貿易（産業間貿易）のシェアが低下し、一方、双方向貿易（産業内貿易）の方はシェアを伸ばしている。際立って増加しているのは双方向垂直貿易であり、双方向水平貿易は若干シェアを伸ばしているものの、際立ったシェアの変化はない。

以上のことより、以下のことが言える。

一方向貿易のシェアが低下していることから、比較優位産業に特化した大規模な産業集積は起こっていない。その代わりに、同一産業の質による分業は増えてきている。具体的には、アイルランド・ドイツでは高品質商品に、フランスでは高品質から中品質商品に、イギリス・オランダ・ベルギー・ルクセンブルク、デンマークでは中品質商品から低品質商品にそれぞれ特化してきている。これは産業というレベルではなく、質というレベルで各国がすみわけをしてきているということを表しており、質のレベルで層別化された製品を作る工場が国内の一定地域に集積しているのである。

②直接投資面

EUは、世界対外直接投資流出額のほぼ5割、流入残高の35%を占めており、下表はEUの直接投資は、域外投資よりも域内投資に主導されていることを示している。

EUにおける直接投資フロー

(単位：10億ユーロ)

	流出額					流入額				
	1995	1996	1997	1998	1999	1995	1996	1997	1998	1999
EU	122	144	197	380	616	87	86	113	222	415
対域内	63	74	93	139	318	47	49	72	117	305
対域外	61	69	109	222	298	42	36	47	106	115

(出所) Eurostat 2001

EUを各国別にして、対外直接投資の対GDP比を見てみると、アメリカや日本に比べて

高いことが分かる。

主要国対外直接投資の対 GDP 比

(単位：%)

	流出額				流入額			
	1985	1990	1995	1998	1985	1990	1995	1998
EU								
フランス	10.3	11.7	15.4	22.9	8.3	10.7	12.4	17.3
ドイツ	7.1	9.2	12.0	15.9	6.4	7.2	9.4	11.7
イタリア	8.6	9.2	11.1	17.3	5.3	6.8	6.9	9.3
イギリス	3.9	5.2	10.0	14.1	4.5	5.3	5.8	8.8
オランダ	37.3	38.4	45.4	68.9	19.5	25.9	31.5	48.0
アメリカ	21.9	23.4	27.4	35.9	14.0	20.8	18.0	23.3
日本	6.2	7.8	9.9	11.5	4.6	7.1	7.6	9.5
日本	3.3	6.8	4.6	7.1	0.4	0.3	0.7	0.7

(出所) UNCTAD, *World Investment Report 2000*

このように、EUの域内投資は、単一市場によって、活発化している。しかし、コア諸国あるいは域外からの周辺地域への対外直接投資は、地域間の格差の是正に役立っているとは言えない。EUにおける富の偏在は、必ずしも国民国家の境界と一致しない。貧困諸地域におけるインフラ整備の遅れ、労働力の質的レベル、金融環境、金融システムの未整備などの諸要因によって、貧困諸地域の開発格差の縮小に必要十分の投資が持続的に行われるとは限らない。その場合、貧困地域に投下するコストがその地域から得られる利益を上回る場合は、企業はその地域への直接投資を控え、より富裕な地域へと投下する。それによって地域間格差は拡大するが、下表はその傾向が持続していることを示している。

③現状分析

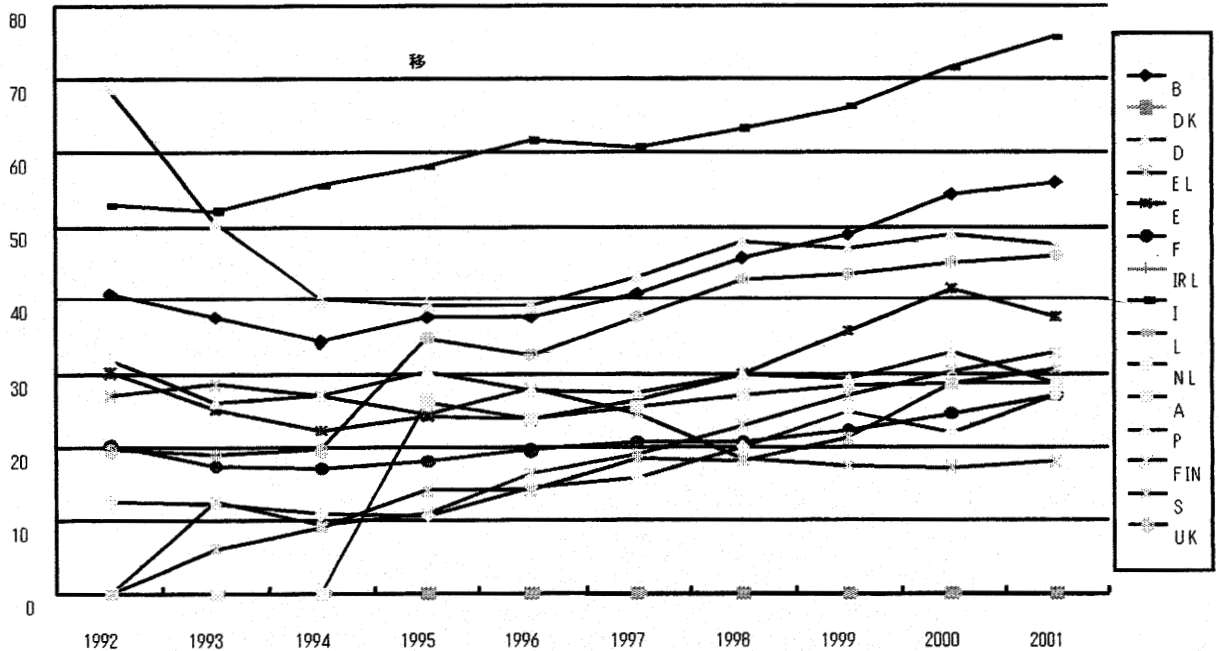
以上、地域間格差の観点から、域内貿易の変容と直接投資の拡大について論じてきたが、以下のことが導き出される。

単一市場の完成は、域内貿易の拡大、直接投資の増加を通じて、特に低所得国のキャッチアップに大きな影響をもたらしたが、その過程で、質のレベルで層別化された製品を作る工場を国内の一定地域に集積させた。そして、集積が行われている一定地域に直接投資が集中する傾向が考えられる。その結果として、各国内での格差は収斂しても、各国内での地域格差は拡大しているのである。

(2) EU 財政と経済格差

EU の地域政策は、周縁地域の開発という視点から EU レベルでの所得再配分、後進地域への資金移転を行っている。しかしながら、結果としては、EU 域内での国家間での所得再配分機能は果たしたと考えられるが、市場が引き起こす国内の地域間格差を食い止めるには十分ではなかったと言える。また、下図「各国構成国内の失業率格差の推移」には、各国内での地域間の失業率格差が拡大していることが示されている。

各国構成国内の失業率格差の推移



(注) 変動係数 = 標準偏差 / 平均値 (× 100)

さらにこのような現状であるにも関わらず、アジェンダ2000によって、EU 財政は拡大

しても、EUのGDP比1.27%を上限とする事が決定され、地域間格差を是正するための構造基金（Structural Fund）並びに結束基金（Cohesion Fund）は今後は削減される予定である。

今後の構造基金と結束基金の拠出

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
構造基金	294.30	288.40	282.50	276.70	270.80	270.80	266.60
結合基金	26.15	26.15	26.15	26.15	25.15	25.15	25.10
総額	320.45	314.55	308.65	302.85	295.95	295.95	291.70

※構造基金（Structural Fund）：域内の格差拡大是正のための補助金

※結合基金（Cohesion Fund）：マーストリヒト条約に基づき1993年から実施。一人当たりのGNPが域内平均の90%未満の国を支援し、経済通貨統合を円滑に導くことが目的。構造基金を補完するもの。

これまで、地域間格差は拡大傾向にあり、EU財政が十分ではなかったことが明らかになったにもかかわらず、地域間格差を是正するための基金は削減される。このことは、今後さらなる地域間の経済格差が拡大すると事を示唆している。

さらに、EU財政による拠出金でキャッチアップしてきた国に対する配分は次のようになり、以前以上の効果を望むことが出来ない。

構造基金および結束基金の経済的効果

	ギリシャ	アイルランド	スペイン	ポルトガル	EUR 4
% GDP					
1989-1993	2.6	2.5	0.7	3.0	1.4
1994-1999	3.0	1.9	1.5	3.3	2.0
2000-2006	2.8	0.6	1.3	2.9	1.6
% 粗固定資本形成					
1989-1993	11.8	15.0	2.9	12.4	5.5
1994-1999	14.8	9.6	6.7	14.2	8.9
2000-2006	12.3	2.6	5.5	11.4	6.9

（出所）European Commission, II.2 The Contribution of Structural Policies to Economic and Cohesion Funds.

（原資）European Commission, estimated based on Eurostat data and projections for 2000-2006.

アジェンダ2000は今後のEUの東欧拡大に備えEUの財政支出の安定化が必要であると

の一致した認識に基づき、各加盟国が応分の負担を行うべく合意に達したパッケージである。以下では東欧の EU 加盟について論じる。

6. 東欧の EU 加盟

2004 年にも東欧諸国の EU 加盟が実現することが、10 月のブリュッセル・EU 首脳会議で決定された。中東欧 5ヶ国、バルト 3 国、マルタ、キプロスの 10ヶ国が候補国であり、EU は 25ヶ国で構成されることになる。単一通貨としてのユーロに加えて国際社会における影響力は一層増大する。しかし、多くの東欧諸国は一人当たりの GDP が EU 平均の 4 割～6 割程度の中進国であり、ギリシャ並の経済水準に達するのが 2015 年以降であると予測されている。このような経済格差の存在する地域が先進工業国の統一市場に参加することによりどのような影響を与えるのか、この章では最適通貨圏の視点からこの問題を考察する。

(1) EU 化に伴う経済構造の変化

①直接投資の流入

東欧の 90 年代は前半は移行経済の混乱と回復、後半は欧州連合への同化で説明される。表 1 は GDP の変化である。95 年頃からの高い成長率は、EU の企業による FDI が主な要因である。EU との間で欧州連合協定が締結され、対 EU 輸出の工業製品が非関税品になったことによって、低賃金の熟練労働者が豊富であるという立地条件から、EU 市場向けの生産基地となったのである。

表 1 : 東欧各国 GDP の変化

表 2 は主な貿易関係を表している。EU との貿易が大きな割合を占めており、近年の傾向としては経済成長の結果、東欧の国内市場が拡大してきたことがあげられる。今後は東欧へ

の進出企業が現地市場に向けた生産を目的とするものへと変化していくことが予想される。

表2：地域間貿易額比率 (%)

輸出元	輸出先	EU (15)	CEEC
EU(15)	1999	63.8	3.8
	2000	62.4	3.9
	2001	61.9	4.2
CEEC	1999	67.6	11.8
	2000	68.5	11.8
	2001	68.8	12.0

②貿易構造の変遷

流入する FDI により加速した工業化は、貿易構造 (=産業構造) の変化となってあらわれる。表 3 は SITC 分類による比較優位の変化だが、多くの国で SITC 7 分類の機械輸出の割合が増加している。これに対して農業輸出を示す SITC 0+1 分類では微減していることがわかる。工業・サービス部門の拡大が現実として起きていることと一致しており、農業就労者の減少を意味することになる。この工業化は、東欧の経済成長を安定的に発展させ、EU との間の格差を縮小させる方向で作用する。

表3：SITC による貿易構造の変化 (current prices)

Year, quarter	Commodity groups in per cent of total exports										
	BG	CY	CZ	EE	HU	LV	LT	PL	RO	SI	SK
	Food and live animals, beverages and tobacco (0&1)										
1999	13.1	.	3.8	7.4	8.0	6.2	11.5	8.9	3.7	3.8	3.5
2000	9.1	.	3.7	5.6	6.9	5.8	11.1	7.9	2.6	3.6	3.0
2001	8.7	.	3.5	7.6	7.5	8.8	11.7	7.8	3.1	3.6	3.1
2002 Q1	.	.	3.2	7.9	6.4	8.9	9.7	6.8	2.7	3.0	3.3
	Machinery and transport equipment (7)										
1999	11.2	.	42.4	27.4	57.2	6.6	16.7	30.3	16.6	35.5	39.5
2000	9.6	.	44.5	39.9	59.8	7.1	17.4	34.2	18.8	36.0	39.5
2001	11.0	.	47.4	36.3	57.6	8.3	20.0	36.2	19.9	36.1	38.5
2002 Q1	.	.	49.3	28.4	56.7	8.6	22.1	37.7	19.3	38.1	39.2

EU 側ではどのような影響が現れたのかを下記の 2 点について考えたい。

(I) 生産設備の東欧への移動

低コストの近隣諸国への国内産業の移転が起きているが、EU 各国の対内投資の順調な増加

に現れるように「空洞化」ではない。しかし、EU 加盟によるセンシティブ品目の開放により、繊維・自動車産業などに新たな生産設備の統廃合が起きる可能性があり、周辺国の労働集約的な部門の移転が失業率を高めることが考えられる。

(II) 安価な輸入品の流入

表 4 は CPI の変化である。FDI の活発化した 95 年頃と比較すると、地理的に東欧に近いドイツ・オーストリアで物価の低下が続いており、廉価な東欧製の輸入品の影響が伺える。一方で、スペイン・アイルランド等の既存周辺諸国では高成長によるインフレ傾向を示している。以上より、EU の東欧拡大は、ユーロ域内全体における消費者物価上昇率 (HICP) を押し下げる要因となっていると考えられる。

表 4 : EU 諸国の CPI

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
B	102	100	102	105	109	103	99	99	102	101
DK	131	133	133	130	133	126	126	124	122	122
D	107	109	115	112	115	112	106	106	104	101
EL	77	77	78	78	78	81	83	80	82	80
E	95	95	86	84	83	83	82	84	83	84
F	101	103	109	110	111	113	106	104	105	103
IRL	95	95	91	90	86	94	97	99	103	109
I	99	98	98	86	80	87	89	88	86	86
L	92	93	97	100	106	101	100	101	98	96
NL	99	100	105	106	107	103	96	95	97	99
A	105	105	110	110	115	109	106	106	101	98
P	68	75	73	69	73	74	73	72	73	72
FIN	:	129	108	116	123	117	119	118	120	117
S	148	146	121	120	118	127	126	122	125	129
UK	96	91	90	90	88	88	104	108	112	119

資料 : Eurostat

(2) ユーロへの影響

東欧の通貨制度は表 5 に示されている。マルク・ECU 等にペッグしていた国も工業化とともに、変動相場制に移行した。近年の通貨制度の大きなトピックとしては、経常収支の悪化から、ハンガリーが 95 年に切り下げを行い緊縮財政を行ったことと、97 年のチェコの通貨危機があげられる。今後、ユーロへ参加する国が出てくることが考えられるが、ユーロへの収斂条件は財政金融政策の硬直的な運営が求められる。変動相場制を維持する周辺国の中で ERM2 へ参加することは、通貨高を招き、経常収支の悪化から収斂条件の維持を難しいものにすることが考えられる。早くても 2006 年以降であると言われている新加盟国の

ERM2 への参加であるが、上記の理由より ECB と各国中央銀行間だけでなく周辺加盟国の通貨政策にも協調が求められる。

表 5 : CEFTA 諸国の通貨制度

国名	通貨名	通貨制度	ペッグ/バスケット	バンド幅
チェコ	Koruna	管理フロート	ユーロ目標相場	
スロバキア	Koruna	管理フロート		
ハンガリー	Forint	完全フロート		
ポーランド	Zloty	完全フロート		
スロベニア	Tolar	管理フロート		
ルーマニア	Leu	管理フロート		
ブルガリア	Lev	固定相場制	ユーロ	
エストニア	Kroon	固定相場制	ユーロ	
ラトビア	Lats	固定相場制	SDR	±1%
リトアニア	Litas	固定相場制	米ドル	
キプロス	Cyprus pound	固定相場制	ユーロ	±2.25%

資料： J. Kroeger & D. Redonnet, “Exchange Regimes and Economic Integration: The case of the Accession Countries “, CESifo Forum

(3) 今後の課題

今回のブリュッセル・サミットの大きなテーマは農業予算を含む EU 予算の配分についてであった。構造基金は EU 平均の 90 % 以下の 1 人辺り GDP 地域へ交付される規定があるが、東欧の加盟はこの配分割合を変化させることになる。しかし、既存の受取超過国が配分の変更を認めない一方で、ドイツなどの支払超過国が存在する。ドイツは安定成長協定に抵触する財政赤字水準となっており、増税方針などが政治問題化し始めている。EU の東欧拡大の負の影響を、EU 域内の平等の理念を保持しつつ、どの様に解決して行くかが今後の問題となる。

7. 最後に

(1) 今後のユーロ経済

これまで、ユーロの導入後の EU 経済の展望を論じてきた。EU 経済はユーロの導入によっ

て、最適通貨圏に近づいたと結論づけることが出来るであろう。今後とも、市場の役割を高め、直接金融を拡大し、単一市場・単一通貨によるユーロ域経済の市場の効率性は向上するであろう。

しかしながら、これまでの議論から明らかになったことは、国家間の格差は収斂する一方で、各構成国内における地域間格差は拡大しているという事実であり、これまでは国家の収斂が地域間の格差拡大をうち消していたと言えよう。

低生産性地域の低い賃金を目指して企業が流入する事態になれば市場原理も正当化されようが、地域所得は低下したが企業は進出せず、地域経済が崩壊するという、不均衡の累積過程が作用するようであれば、政策的対応が必要とされるであろう。また新しく加盟する東欧諸国などに対して有効な地域政策を創造出来るかが今後 EU に問われる。

したがって、今後一つの通貨圏として円滑に機能し、持続的な発展を達成するためには、地域間格差の問題を解決しなければならない。地域間格差ゆえに、失業率は持続的なものとなり、失業に伴う社会保障支出や雇用支出といった義務的経費の増大が、安定成長協定に制限されている各国の財政を圧迫化し、各国のマクロ経済政策をより一層困難で硬直的なものとする。

そして、不況下において、適切なマクロ経済政策が発動されないが故に、失業率は解決されず、貧困地域は富裕地域に比べ、より深刻に不況の影響を被り、地域間格差は拡大し、各国のマクロ経済政策をより一層硬直化させるという悪循環に陥る。

このことは、ユーロ導入に至る 90 年代においても一貫して進行してきた現象であり、現行の制度のもとでは、ユーロ導入後も同様に進行すると考えられる。国家間の経済格差は収斂してきているが、地域間格差は拡大している状況を踏まえると、今後、地域間格差という問題を解決しない限り、ユーロ経済に明るい展望を期待することは出来ないであろう。

これまでの分析を踏まえて、今後の EU 経済の発展の為には以下のことが必要であると結論づけることが出来る。

1. 地域間格差を是正するための EU 財政の拡充
2. 新たな雇用を生み出す競争力のあるリーディングセクターの育成
3. 安定成長協定の弾力的な運用と集権的な財政政策の協調性

(2) 共通通貨導入に対する教訓

ユーロ導入の経験で明らかになったことは、必ずしも、共通通貨導入は特効薬とはなり得ないということである。場合によっては、新たな問題を生み出したり、既存の問題をさら

に悪化させる場合もあり得る。

また、共通通貨のコストとベネフィットを検討する際、共通通貨の導入によって経済構造自体も変化することを考えると、共通通貨を導入する以前の経済構造を所与した分析、すなわち静学的な最適通貨圏の理論に基づく分析は注意深く評価されるべきである。共通通貨導入の際には、経済構造の変化を踏まえた、動学的な視点からの分析が必要である。

〈参考文献〉

- 田中素香編 (2002)、『単一市場・単一通貨と EU 経済改革』 文眞堂
- 内田勝敏・清水貞俊編 (2001)、『EU 経済論』 ミネルヴァ書房
- 羽森直子 (2002)、『欧州中央銀行の金融政策』 中央経済社
- 松浦一悦 (2001)、「EU の経済通貨同盟における構造政策」 『松山大学論集』 第 13 巻第 1 号
- 松浦一悦 (2002)、「EU の地域政策と南欧諸国の経済収斂」 日本 EU 学会ホームページ
- 青木圭介 (2001)、「単一金融政策の波及効果」 『六甲第論集』 第 48 巻第 2 号
- 香川敏幸他 (2001)、「人の移動と産業立地」
<http://www-cres.senda.hiroshimau.ac.jp/page/act/abst/vol12.html#kagawaito>
- 豊嘉哲 (2002)、「EU 財政と共通農業政策改革」 『世界経済評論』 10 月号
- 松本邦愛 (2002)、「欧州単一市場完成後の貿易構造・産業集積・地域格差の動き」 『世界経済評論』 6 月号
- 久保広正 (2002)、「EU 第五次拡大を巡る諸問題」 『世界経済評論』 7 月号
- 藤田昌久／ポール・クルーグマン／アンソニー・J・ベナブルズ (2000) 『空間経済学—都市・地域・国際貿易の新しい分析』 東洋経済新報社
- 大谷聡・藤木裕 (2002)、「21 世紀の国際通貨制度：展望」 IMES Discussion Paper Series
- ラヴィーニョ, M (2001)、「移行の経済学」 日本評論社
- Francesco Paolo Mongelli (2002) “New views on the optimum currency area theory :what is EMU telling us?” ,ECB Working Paper No.138
- Frankel,J.A.and Andrew K.Rose(1997) “The Endogeneity of the Optimum Currency Area

Criteria”, CEPR Discussion Paper Series No.1473

Matthew B. Canzoneri et al (2001) “The Stability and Growth Pact Revisited: A Delicate Balance or Albatross?” http://www.georgetown.edu/faculty/canzonem/Stability_Pact.PDF

Philip Arestis et al (2001) *The Euro* Edward Elgar Publishing

Krugman, P. (1993) “Lessons of Massachusetts for EMU” Adjustment and Growth of European Monetary Union

ラヴィーニョ, M (2001), 「移行の経済学」 日本評論社

Fidrumc, Jarko (2002), “The Endogeneity of the Optimum Currency Area Criteria “
Osterreichesche, http://www.wiwi.ac.at/pdf/sie_fidrmuc_paper.pdf

〈各種統計〉

Monthly Bulletin, ECB

Eurostat, European Commission

OECD, IMF など